

世界各国で使用禁止にしているネオニコチノイド系農薬 の規制を求める意見書

ネオニコチノイド系農薬は日本では2000年代に入ってから、有機リン系農薬に代わってより安全な農薬という事で使用されるようになり、農業用のみならず、ガーデニング、建材の防腐剤、シロアリ駆除剤、家庭用殺虫剤等、様々な用途に広く使用され、国内使用量は最近10年間で3倍にも増加している。

世界各国ではネオニコチノイド系農薬使用に伴い、ミツバチの大量失踪、蜂群崩壊症候群（CCD）等の報告が相継ぎ、早くから使用規制の動きが強められていたにもかかわらず、我が国においてはこれまでのところ使用規制は一切行われておらず、食品中の残留農薬基準も米国の数倍、EUの数十倍から数百倍という極めて緩く設定されている。そして更に、2015～2017年にかけてはネオニコチノイド系農薬の大幅な規制緩和を行い、海外ではどこでも認めていない新たなもの（ニテンピラム）まで承認してしまったことは誠に遺憾な事である。

2018年2月、欧州食品安全機関ではネオニコチノイド系農薬のミツバチのリスクについて、確実性を再評価したことを受けて、2018年4月、EUでは屋外使用全面禁止を決定した。アメリカ、カナダでも屋外使用禁止に向け舵を切っている。フランスにおいては2018年9月より全てのネオニコチノイド系農薬の使用を全面禁止の政令を公布している。

日本と並んで面積当たりの農薬使用量が世界一多かった韓国でも、2014年3月、EUに準拠してネオニコチノイド系農薬の使用を禁止している。現在日本は世界一のネオニコチノイド系農薬の使用大国になっているのである。

ネオニコチノイド系農薬はミツバチに限らず、自然界の生態系の全てに重大な悪影響を及ぼし、ひいては人体にまで悪影響を与える危険性があること、特に胎児や乳幼児の脳に与える悪影響が懸念されるということ、数多くの医師や研究者が発表している。その事を受けて海外諸国は予防原則を重視し、使用規制強化に動いている。

大切な子ども達をネオニコチノイド系農薬の被害から守るとともに、自然界の生態系を守る事こそ、持続可能な社会構築の絶対条件と考え、子ども達の未来に何を残すべきかを最重要視し、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を強く求める。

記

- 1 フランスなどヨーロッパ等でのネオニコチノイド系農薬の屋外使用全面禁止の動向を踏まえ、予防原則にのっとり、使用規制に取り組むこと。
- 2 ネオニコチノイド系農薬の食品への残留基準を見直し、研究・調査に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規程に基づき意見書を提出する。

令和元年6月13日

長野県千曲市議会
議長 荻原 光太郎

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛
厚 生 労 働 大 臣
農 林 水 産 大 臣